

◎新潟県告示第676号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和2年4月22日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域 新発田市、胎内市、聖籠町全域